

契約締結前交付書面（口座開設用）

～金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明～

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面を十分にお読みください。

○当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・公共債・投資信託を当行の口座でお預かりする場合には、手数料はかかりません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

- 当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。
- また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- 当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関としての金融商品取引業であり、当行では、当行が行うこの契約を締結し、取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

- 当行の取引規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。
 - ・お客さまから解約の通知があった場合
 - ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当行の概要

商号等	株式会社三菱UFJ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号
本店所在地	〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
設立年月日	大正8年8月15日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	お取引のある支店にご連絡ください。 お取引店の連絡先がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。 三菱UFJ銀行コールセンター 0120-860-777